**同 意 書**

伯耆町放課後児童クラブ利用にあたり、次の事項に同意します。

1. 児童クラブ職員の指導に従わない場合又は他の児童に危害を加えるなど児童クラブの運営に支障をきたすと判断した場合は、利用決定を取り消すことがあること。

2. 児童クラブ職員の故意又は過失による場合を除き保育中に事故や怪我が発生した場合は、町に対して一切その責任を問わないこと。

3. 児童のみでの放課後児童クラブと学校間の往復中に事故や怪我が発生した場合は、町に対して一切その責任を問わないこと。

4. 原則、保護者（利用許可申請書及び個人カードに記載された方）が責任をもって送迎を行うこと。他の者が送迎を行う場合は、必ず「代理送迎者申請書」を提出し、保護者において責任を持つこと。

5. 申請内容に変更があった場合、速やかに届け出ること。

6. 保護者負担金の滞納が発生した場合は、滞納している保護者負担金の支払いが完済するまで、児童手当法第21条第1項の規定に基づき、伯耆町から支給を受ける児童手当を児童手当受給者の申出により滞納している保護者負担金の支払いに充てること。

７.町及び児童クラブが児童クラブにおける保育の継続性を確保するため、児童の卒園した（する）保育所や幼稚園から、児童の情報を得ること。

８．町、児童クラブ、学校、その他関係機関が連携して児童の健全育成にあたるため、児童や家庭の情報を相互に提供・確認すること。

９．傷害保険への加入にあたり、利用児童の個人情報を公益財団法人日本スポーツ安全協会に提供されること。

令和　　年　 月　 日

伯耆町長　 様

児 童 ク ラ ブ 名

児 童 名

住 所

保 護 者 氏 名